

**長崎市・長与町新浄水場共同整備事業  
基本契約書（案）**

令和 7 年 4 月  
長崎市・長与町

## 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 基本契約書(案)

長崎市(以下「**発注者**」といふ。)と[●、●、●、●及び●(以下、個別に「**構成企業**」といひ、運営事業者(後に定義する。)と併せて「**受注者**」といふ。また構成企業のうち●を「**代表企業**」といふ。また、●を「**設計企業**」、●を「**工事企業(土木建築)**」、●を「**工事企業(機械)**」、●を「**工事企業(電気)**」、●を「**工事企業(管路)**」、●を「**維持管理企業**」といふ。)]は、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業(以下「**本事業**」といふ。)に関する基本的な事項について合意し、次のとおり基本契約(以下「**本基本契約**」といふ。)を締結する。

### 【本基本契約の対象となる事業の表示】

1 事業名 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業

2 本基本契約に付随する契約

- (1) 発注者並びに、設計企業、工事企業(土木建築)、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び工事企業(管路)が組成する設計及び建設工事共同企業体(以下「**設計及び建設工事請負事業者**」といふ。)との間で締結される設計及び建設工事請負契約(以下「**設計及び建設工事請負契約**」といふ。)
- (2) 発注者並びに、[●、●……及び●](以下、個別に又は総称して「**運転維持管理グループ構成企業**」といふ。)との間で締結される運転維持管理業務委託契約(以下「**運転維持管理業務委託契約**」といひ、運転維持管理グループ構成企業の出資により本事業に係る株式会社である特定目的会社(以下「**運営事業者**」といふ。)が設立された場合は、発注者と運営事業者との間で締結される運転維持管理業務委託契約を含む。)

本基本契約及び上の各号に掲げる契約は、不可分一体なものとして、本事業における事業契約を構成する(以下総称して又は個別に「**事業契約**」といふ。)。

3 事業期間 **事業契約の効力発生日**(本基本契約の締結日をいふ。以下同じ。)から令和 30 年 3 月 31 日まで

設計及び建設工事期間:事業契約の効力発生日から令和 15 年 3 月 31 日まで  
(試運転期間を含む。)

運転維持管理期間:令和 15 年 4 月 1 日から令和 30 年 3 月 31 日まで(運転維持管理業務委託契約において「運営期間」といふ。)

4 事業場所 新浄水場(長崎県西彼杵郡長与町高田郷 298-1、ほか 1 筆)ほか

5 契約金額 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)

上記本事業について、本基本契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて、長崎市上下水道局契約規程(昭和 52 年 4 月 1 日規程第 4 号)及び以下に定める契約条項によって、公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本基本契約の成立を証するため、本書の原本[ ]通を作成し、各当事者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

(発注者) 長崎市魚の町4番1号  
長崎市  
代表者 長崎市上下水道事業管理者 片江 伸一郎 印

(受注者) (構成企業(代表企業))

[住 所]  
[会 社 名]  
[代表者名] 印

(構成企業)

[住 所]  
[会 社 名]  
[代表者名] 印

## 長崎市・長与町新浄水場共同整備事業 基本契約書(案)

### 目 次

第1条	(目的) .....	1
第2条	(公共性及び民間事業の趣旨の尊重) .....	1
第3条	(確認事項等) .....	1
第4条	(事業の概要等) .....	1
第5条	(役割分担・統括責任者の選任) .....	1
第6条	(当事者が締結すべき契約) .....	2
第7条	(設計・施工業務) .....	2
第8条	(本施設の運転維持管理業務) .....	2
第9条	(特別目的会社の設立) .....	3
第 10 条	(事故、故障等の発生時の対応) .....	5
第 11 条	(本施設の維持管理、保守、更新に係る協力) .....	5
第 12 条	(受注者内の調整) .....	5
第 13 条	(運営事業者の損害賠償義務等の保証等) .....	6
第 14 条	(要求水準不充足に関する責任) .....	6
第 15 条	(財務書類等の提出) .....	6
第 16 条	(権利義務の譲渡の禁止) .....	6
第 17 条	(債務不履行等) .....	7
第 18 条	(秘密保持) .....	7
第 19 条	(個人情報の保護) .....	8
第 20 条	(違約金等) .....	8
第 21 条	(有効期間) .....	10
第 22 条	(準拠法及び管轄裁判所) .....	10
第 23 条	(補則) .....	11

## (目的)

**第1条** 本基本契約は、設計及び建設工事請負契約書、並びに運転維持管理業務委託契約書に基づき、設計及び建設工事業務(第4条に定義する。)及び運転維持管理業務(第4条に定義する。)を円滑に遂行するための各当事者の義務及び権利について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (公共性及び民間事業の趣旨の尊重)

**第2条** 発注者は、本事業が民間の企業によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重しなければならない。

2 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、本事業の実施に当たっては、その趣旨を尊重しなければならない。

## (確認事項等)

**第3条** 本基本契約、設計及び建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約、質問回答書(入札説明書等に関する質問回答書をいう。以下同じ。)、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業要求水準書(以下「**要求水準書**」という。)、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業入札説明書(以下「**入札説明書**」という。)、入札提出書類の間に齟齬がある場合、本基本契約、設計及び建設工事請負契約、運転維持管理業務委託契約、質問回答書、要求水準書、入札説明書、入札提出書類の順にその解釈が優先するものとする。ただし、発注者及び受注者が協議の上、入札提出書類の記載内容が要求水準書を上回ると確認した場合には、当該部分については入札提出書類が要求水準書に優先するものとする。

2 発注者及び受注者は、長崎市・長与町新浄水場共同整備事業受注者選定審査会が受注者の提案に対して示した要望、指摘等を実現すべく、協議を行うことを確認する。

## (事業の概要等)

**第4条** 本事業の概要及び日程は、【本基本契約の対象となる事業の表示】記載のとおりとする。

2 本事業の対象となる施設(新浄水場、場外施設、場外管路を含み、以下「**本施設**」という。このうち、設計及び建設工事請負契約に基づき整備される施設を「**整備対象施設**」という。)は、要求水準書記載のとおりとする。

3 本事業において、受注者が行う業務(整備対象施設に係る設計及び建設工事業務(以下「**設計及び建設工事業務**」といふ。)、本施設に係る運転管理・保守管理業務(以下「**運転維持管理業務**」といふ。)を含む。)は要求水準書記載のとおりとし、構成企業は、各々遂行すべき業務を遂行するものとする。

## (役割分担・統括責任者の選任)

**第5条** 本事業の実施において、各構成企業は、発注者の事前の書面による承諾を得た場合を除

き、それぞれ、別紙1(提案による)に定めるそれぞれの役割及び業務実施責任を負う。

- 2 受注者は、本事業の実施にあたり、設計及び建設工事業務から運転維持管理業務に至る本事業全体を総合的に調整・管理する統括責任者を1名配置しなければならず、これを定めたときは、その氏名その他発注者が指定する事項を発注者に通知しなければならない。
- 3 前項の統括責任者は、設計・施工期間中については設計及び建設工事請負事業者の代表企業から選任するものとする。また、運転維持管理期間については、統括責任者を運転維持管理業務を担う特別目的会社(SPC)の代表企業から1名選任し、変更するものとする。
- 4 受注者は、統括責任者を変更する場合(前項の場合を含む。)、新たな統括責任者の氏名その他発注者が指定する事項を発注者に通知し、事前に発注者の承諾を得なければならない。

#### (当事者が締結すべき契約)

- 第6条** 発注者と設計及び建設工事請負事業者は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、設計及び建設工事請負契約を締結する。
- 2 発注者と運転維持管理グループ構成企業は、本事業に関して発注者と受注者の間で授受された各種の書面に記載された条件に従い、本基本契約の締結と同時に、運転維持管理業務委託契約を締結する。なお、運転維持管理グループ構成企業は、本事業の遂行に支障を来さない合理的な時期までに運営事業者を設立し、設立後、運営事業者に対して運転維持管理業務委託契約を引き継がせることができる。
  - 3 設計及び建設請負事業者及び維持管理グループ構成企業は、それぞれ前2項の契約締結後速やかに、契約書等の原本を発注者に提出しなければならない。

#### (設計及び建設工事業務)

- 第7条** 設計及び建設工事業務は、設計及び建設工事請負契約、要求水準書、入札説明書及び入札提出書類に基づき実施するものとする。
- 2 設計及び建設工事業務受注者は、設計及び建設工事請負契約締結後速やかにその業務に着手し、設計及び建設工事期間が終了する日までに本施設を完成させ、発注者に引き渡す。
  - 3 請負代金は、設計及び建設工事請負契約において、定めるものとする。
  - 4 設計及び建設工事業務受注者は、設計及び建設工事請負契約の規定に従い、契約保証金を発注者に納付又は発注者と合意するその他の担保を提供しなければならない。
  - 5 前各項のほか、設計及び建設工事業務の詳細は、設計及び建設工事請負契約によるものとする。

#### (本施設の運転維持管理業務)

- 第8条** 運転維持管理業務は、運転維持管理業務委託契約、要求水準書、入札説明書及び入札提出書類に基づき実施するものとする。

- 2 運転維持管理グループ構成企業又は運営事業者は、運転維持管理業務委託契約締結後、運転維持管理業務期間の開始日までに、運転維持管理業務の準備を実施し、運転維持管理期間における運転維持管理業務を実施する。
- 3 本施設の運転維持管理業務に係る事業期間は、令和15年4月1日から令和30年3月31日までとする。ただし、当該事業期間の始期及び終期を変更する場合には、発注者と運転維持管理グループ構成企業又は運営事業者との協議によって定めるものとする。なお、当該事業期間の始期を前倒しした場合、当該事業期間は全量通水開始後から15年間とする。
- 4 本施設の運転維持管理業務に係るサービス対価は、運転維持管理業務委託契約の規定に基づき、支払われるものとする。
- 5 運営事業者は、運転維持管理業務委託契約の規定に従い、契約保証金を発注者に納付又は発注者と合意するその他の担保を提供しなければならない。
- 6 運営事業者は、運転維持管理業務委託契約により委託を受ける業務を実施するための人員を自らの責任で確保しなければならない。
- 7 前各項のほか、運転維持管理業務の詳細は、運転維持管理業務委託契約によるものとする。

#### (特別目的会社の設立)

- 第9条** 運転維持管理グループ構成企業は、本事業の遂行に支障を来さない合理的な時期までに、別紙2第1項に基づく出資を行って株式会社である運営事業者を適法に設立し、運転維持管理業務を担当させるものとする(以下本条において、運営事業者設立後の運転維持管理グループ構成企業を文脈に応じて「**出資者**」という。)。なお、出資者は、本基本契約締結後、発注者の承諾を得て、別紙2の出資比率を変更することができる。
- 2 運転維持管理グループ構成企業は、運営事業者の設立後、発注者の承諾を得て次の各号に定める行為を行うものとする。この場合、発注者は運営事業者が本基本契約に従って設立され、当該各号に定める行為への承諾を求められた場合には、合理的な理由なく、かかる承諾を拒絶、留保又は遅延してはならない。
    - (1) 本基本契約の当事者として運営事業者に承継すること。
    - (2) 発注者と運転維持管理グループ構成企業との間で締結されている運転維持管理業務委託契約に係る契約上の地位並びに権利及び義務を、運営事業者に対して承継し(以下「**本件契約承継**」といふ。)、発注者と運営事業者との間で運転維持管理業務委託契約を締結させること。なお、運転維持管理グループ構成企業は、本件契約承継により、運転維持管理業務委託契約上の義務を免れるものとし(ただし、本基本契約に定める義務を免れるものではない。)、運営事業者は本基本契約における運営事業者としての義務を負うものとする。
  - 3 運営事業者の設立後、出資者は、運営事業者の設立時から本事業が終了するまでの間を通じて(特定の時期が規定された条件については、当該規定された時期において)、次項各号に規定する条件を満たすよう維持しなければならない。
  - 4 出資者は、運営事業者の設立及び運転維持管理業務に関し、出資者間で締結する契約が、

次の各号に定める事項を含むようにすることを誓約し、また、出資者が別途各号に定める事項に反する書面による、又は口頭の合意を行っていないことを表明し保証する。

- (1) 運営事業者の本店所在地を長崎県長崎市内とすること。
- (2) 運営事業者が行う業務は、本施設の運転維持管理業務及び本基本契約において運営事業者が担当すべきとされる業務のみとすること。
- (3) 運営事業者の資本金を設立時から事業期間を通じて 5,000 万円以上とすること。
- (4) 運営事業者への出資金は、運営維持管理業務開始前(令和 15 年 3 月 31 日)までに全額払い込まれていること。
- (5) 構成企業のうち、工事企業(機械)、工事企業(電気)及び維持管理企業は運営事業者に必ず出資すること。また、運営事業者の出資者のうち、1社を出資者(運転維持管理グループ構成企業)の代表者として定め、当該代表者において運営事業者の代表取締役を指名すること。
- (6) 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成は、別紙2第1項のとおりであること。また、本施設の建設期間の終了時の1年前から事業期間の終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成は、別紙2第2項のとおりとすること(ただし、出資金額及び株主構成の変更に係る発注者の事前の書面による承諾がある場合を除く。)。
- (7) 本件契約承継後速やかに、出資者は、運転維持管理業務委託契約上の発注者の運営事業者に対する一切の金銭債権(運営事業者に債務不履行があった場合の損害賠償請求権を含むがこれに限られない。以下「**被担保債権**」という。)の担保とするため、出資者が所有し、運営事業者が発行する株式全部の上に、発注者のために第一順位の質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとり、かつこれらの状態を維持すること。
- (8) 運営事業者が株式、新株予約権、新株予約権付社債又はこれらに類似する有価証券の発行をする場合には、発注者の書面による事前の承認を得なければならないこと。
- (9) 出資者は、発注者の事前の書面による承諾なく、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利を行使してはならないこと。
- (10) 運営事業者の株式に関連して、新株予約権の株主への付与又は株主による取得があった場合、新株引受権の株主への付与又は株主による取得若しくは新株の株主への割当があった場合その他これらに類似する権利の株主への付与又は株主による取得があった場合には、被担保債権を担保するため、当該新株予約権、新株引受権、新株式又はこれらに類似する権利、若しくは出資者が取得した第7号の規定に基づき質権が設定された株式以外の運営事業者が発行した株式に、第7号に準じて質権を設定し、対抗要件を具備するために必要な措置をとること。
- (11) 出資者は、発注者の同意なくして運営事業者の株式、新株予約権、新株引受権又はこれらに類似する権利の譲渡、これらに対する担保権の設定その他の処分を行わないこと。
- (12) 出資者は、運営事業者が債務超過に陥った場合、又は資金繰りの困難に直面した場合には、連帶して運営事業者への追加出資又は劣後融資に応じること、その他発注者が適切と認め支援措置を講ずることにより、運営事業者を倒産させないよう最大限努力をするものとし、運

営事業者が運転維持管理業務委託契約上の債務を履行できるように、最大限の努力すること。

- (13) 運営事業者は運転維持管理業務委託契約上委託される業務を実施するための人員を確保すること及び受注者がこれに協力すること。
- 5 運営事業者は、運営事業者の設立後速やかに、発注者に対し定款の写しを提出するものとする。なお、その後定款を変更したときには、速やかに変更後の定款を発注者に対し提出するものとする。
- 6 運営事業者は、本条第4項第8号記載の発注者の承認を得て、設立時の株主以外の者に対して第三者割当増資を行ったときは、新しく株主になった者の住所及び氏名又は商号を発注者に通知するものとする。
- 7 出資者は、第3項及び第4項に規定される義務を連帯して履行することを発注者に対し約束する。

#### (事故、故障等の発生時の対応)

- 第 10 条** 運営事業者は、運営期間中において、事故、故障等の異常事態が発生した場合、運転維持管理業務委託契約第 27 条の規定に基づく対応を行うものとする。
- 2 設計及び建設請負事業者は、別紙3(提案による)に示す事業者と運営事業者の協議ルールに従い、運営事業者が、発注者に対して速やかに、当該異常事態に係る報告又は協議の申し入れをすることが可能となるよう、運営事業者の行う原因の究明及び責任の所在の分析等に協力しなければならない。
- 3 運営事業者は、合理的理由のない限り、当該異常事態の発生から[14 日以内(提案による短縮は可)]に、発注者に対し当該異常事態に係る報告又は協議の申し入れを行わなければならない。ただし、緊急を要する事態については即時に報告しなければならない。
- 4 前項に定める報告又は協議の申し入れに係る期限内に、運営事業者が発注者に対する報告又は協議の申し入れを行わなかった場合、かかる報告又は協議の申し入れの不履行は、当該異常事態の発生に係る責任の所在の如何にかかわらず、運営事業者の債務不履行を構成するものとする。

#### (本施設の運転維持管理、保守、更新に係る協力)

- 第 11 条** 設計及び建設請負事業者は、本施設の運転維持管理、保守、更新について、運営事業者に協力するものとし、本施設に係る部品の供給、本施設の補修、更新の支援等、適切な協力をを行うものとする。

#### (受注者内の調整)

- 第 12 条** 構成企業又は運営事業者間において、本事業に係る業務の役割分担等に問題が生じた場合は、各構成企業又は運営事業者は、代表企業による調整に協力しなければならない。

- 2 いずれか若しくは複数の構成企業又は運営事業者の責めに帰すべき事由によって、他の構成企業又は運営事業者に損害が発生した場合は、各当事者間で解決するものとし、損害を被った当事者は、発注者に対して損害の賠償を求めるることはできない。

(運営事業者の損害賠償義務等の保証等)

**第 13 条** 代表企業は、運転維持管理業務委託契約に基づく運営事業者の発注者に対する損害賠償義務及び違約金支払義務の履行を、連帶して保証するものとする。

- 2 構成企業は、運営期間終了時に運営事業者が本施設につき必要な補修等実施すべき場合であって、運営事業者が既に解散しているときは、運営事業者に代わり、自己の費用により、補修等必要な対応を行う。

(要求水準不充足に関する責任)

**第 14 条** 設計及び建設工事請負契約第 45 条の規定による引渡しを受けた日から運転管理維持管理期間中に新浄水場について要求水準書等又は運転維持管理業務の遂行に係る実施計画書等に定める水準を満たしていないこと(本運転維持管理業務委託契約第 28 条において「本件未達成」と定義する。)が判明した場合、受注者は、運営事業者が運転維持管理業務委託契約第 28 条及び第 29 条に基づいて負担する義務及び債務について、連帶してこれを負担する。

(財務書類等の提出)

**第 15 条** 運営事業者は、経営の透明性を確保するために、翌事業年度が開始する日の6ヵ月前までに、翌事業年度の経営計画を発注者に提出しなければならない。なお、運営事業者が当該経営計画を発注者に提出した後、その内容を変更したときは、運営事業者は、変更後速やかに当該変更後の経営計画を発注者に提出しなければならない。事業年度とは、当該年の4月1日から翌年の3月 31 日までの1年間の期間をいうものとする。

- 2 運営事業者は、経営の健全性及び透明性を確保するために、適切な資格を有する第三者の監査を受けた計算書類及びその附属明細書を、運営事業者の毎事業年度終了後 90 日以内に発注者に提出しなければならない。
- 3 出資者は、前項のほか、会社法上要求される計算書類及びその附属明細書並びに事業報告書の写しを、当該企業の毎年度終了後 90 日以内に発注者に提出しなければならない。なお、当該企業が会計監査人設置会社でない場合、監査法人又は公認会計士が監査を行った計算書類及びその附属明細書を発注者に提出するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

**第 16 条** 発注者及び受注者は、他の当事者の承諾なく本基本契約に基づく権利義務及び契約上の地位につき、自己以外の第三者への譲渡、承継又は担保権の設定その他の処分をしてはならない。

- 2 発注者又は受注者が前項の規定に違反して本基本契約上の権利につき譲渡その他の処分をしたときは、相手方は、直ちに事業契約を解除することができる。

(債務不履行等)

**第17条** 各当事者は、本基本契約上の義務を履行しないことにより他の当事者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。

- 2 設計及び建設工事請負契約が解除その他の事由により終了した場合、発注者は、本基本契約と運転維持管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができるものとする。運転維持管理業務委託契約が解除その他の事由により終了した場合、発注者は、本基本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 3 本基本契約が第21条第1項に定める有効期間満了前に解除その他の理由により終了した場合、発注者は、設計及び建設工事請負契約と運転維持管理業務委託契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(秘密保持)

**第18条** 発注者及び受注者は、本基本契約又は本事業に関して相手方から提供を受けた情報(以下「**秘密情報**」という。)を秘密として保持するとともに、秘密情報につき責任をもって管理し、本基本契約の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本基本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。

- 2 次の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。
- (1) 開示の時に公知である情報
  - (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明できる情報
  - (3) 開示の後に発注者又は受注者のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
  - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負わず適法に取得した情報
  - (5) 発注者及び受注者が本基本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報
- 3 第1項の定めにかかわらず、発注者及び受注者は、次の場合には相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。
- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合
  - (2) 法令に従い開示が要求される場合
  - (3) 権限ある官公署の命令に従う場合

(4) 本事業に関する資金調達等のために開示を必要とする場合

(5) 発注者が関係法令等に基づき開示する場合

(6) 発注者につき守秘義務契約を締結した発注者のアドバイザーに開示する場合

4 発注者は、前各項の定めにかかわらず、本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他発注者の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

#### (個人情報の保護)

**第 19 条** 受注者は、本基本契約の履行にあたり、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)及び長崎市個人情報保護条例(平成 28 年条例第 7 号)の規定に従い、発注者が提供した資料等に記載された個人情報及び当該情報から受注者が作成又は取得した個人情報(以下「個人情報」という。)の適切な管理のために、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 個人情報の保管及び管理について、漏洩、毀損、滅失及び改ざんを防止しなければならない。
- (2) 本基本契約の目的以外の目的に個人情報を利用し、又は提供してはならない。
- (3) 個人情報を第三者に提供し、又は譲渡してはならない。
- (4) 発注者の指示又は承諾があるときを除き、発注者から提供された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。
- (5) 個人情報の授受は、発注者の指定する方法により、発注者の指定する職員と受注者の指定する者の間で行うものとする。
- (6) 本基本契約の履行が完了したときは直ちに、個人情報が記録された文書等を発注者に引き渡さなければならない。ただし、発注者が別に方法を指示したときは、当該方法によるものとする。
- (7) 本事業に係る業務に従事する者に対し、当該業務に従事している期間のみならず、従事しないこととなったとき以降においても、知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用しない等、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- (8) 個人情報の適正な管理を行うために管理者を置き、発注者に報告しなければならない。
- (9) 本条各号に違反する事態が生じたとき若しくは生ずるおそれがあることを知ったとき、又は個人情報の取扱いに関し苦情等があったときは、直ちに発注者に報告するとともに、発注者の指示に従うものとする。
- (10) 受注者の責めに帰すべき事由により、個人情報が漏洩又は破損する等、発注者又は第三者に損害を与えたときは、損害賠償の責任を負うものとする。

#### (違約金等)

**第 20 条** 構成企業又は運営事業者は、共同連帶して、受注者(受注者のいずれかが属する事業

者団体(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号。以下「**独占禁止法**」という。)第2条第2項に規定する団体をいう。)を含む。)のいずれか又は受注者のいずれかが代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、本事業の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の1に相当する額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「**納付命令**」といふ。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下本条において同じ。)。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「**受注者等**」といふ。)に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものといい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。)において、本事業の入札に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 刑法(明治 40 年法律第 45 号)第 96 条の6若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下本項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号。以下「**暴力団対策法**」といふ。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下本項において「**暴力団員**」といふ。)であると認められるとき。
- (6) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下本項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (9) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (10) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第5号から第9号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (11) 受注者が、第5号から第9号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第10号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 発注者に生じた損害額が前項に規定する違約金の金額を超える場合には、構成企業又は運営事業者は、発注者に対して連帶して当該超過分に係る損害賠償義務を負う。また、運営事業者が既に解散しているときであっても、発注者は構成企業に対して賠償金を請求することができるものとし、この場合において、構成企業は、発注者に対して共同連帶して賠償金の支払いの義務を負うものとする。

#### (有効期間)

**第21条** 本基本契約の有効期間は、本基本契約の効力発生の日から運転維持管理期間の終了の日(運転維持管理期間の始期が前倒しされた場合は、全量通水開始後15年が経過する日)までとする。ただし、発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、受注者に対し、書面で通知することにより、本基本契約の全部又は一部を解除することができる(一部解除については、構成企業又は運営事業者の一部との間でのみ本基本契約を解除する場合を含む。)。

- (1) 前条第1項に該当する場合。
  - (2) 受注者が本基本契約に基づく義務を履行しない場合に、相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、当該期間内に是正されない場合。
  - (3) 設計及び建設工事請負契約又は運転維持管理業務委託契約において、それぞれの規定に基づき、契約が解除された場合。
  - (4) 構成企業又は運営事業者が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算のいずれかの手続を申立てたとき、又は第三者により申立てがなされたとき、若しくは受注者について支払不能若しくは支払停止となったとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本契約を除く事業契約の全てが終了した日をもって本基本契約は終了するものとする。ただし、本基本契約の終了後も、前4条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、本基本契約の終了時において既に発生していた義務若しくは責任、又は本基本契約の終了前の作為・不作為に基づき本基本契約の終了後に発生した本基本契約に基づく義務若しくは責任は、本基本契約の終了によっても免除されないものとする。

#### (準拠法及び管轄裁判所)

**第22条** 本基本契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

- 2 発注者及び受注者は、本基本契約に関して生じた当事者間の紛争について、第一審の専属的合意管轄裁判所を長崎地方裁判所とすることに合意する。

**(補則)**

**第 23 条** 本基本契約に定めのない事項については、発注者及び受注者が別途協議して定めるところとする。

別紙1（第5条関係） 本事業の実施体制図、役割分担

【事業者提案により記載する。】

別紙2（第9条関係）

1 運営事業者への設立当初の出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
合計	円

2 本施設の建設期間の終了時の1年前から事業期間の終了時までにおける運営事業者への出資金額及び株主構成

株主名	出資金額
	円
	円
	円
	円
合計	円

以上

別紙3（第10条関係）設計及び建設工事請負事業者と運営事業者の間の協議ルール

【事業者提案により記載する。】